

表 第49回ASEAN経済相会合での主要成果

内容	備考・解説
1. 経済統合プロセス全般	
1-1. AEC2025 監視・評価の枠組み実施	コンプライアンスおよび事業成果のモニタリング、インパクト評価を行う指針となるもの。さまざまな枠組みで監視・評価がなされる中、一貫性、継続性を担保することを目標としている。
1-2. AEC2025 統合戦略行動計画 (CSAP) 採択・公表	分野別に定められた戦略行動計画 (SAP) を対外的に一元的にまとめたもの。AECブループリント2025で示された柱立てに従い、実施スケジュール、所管組織を明確化。
1-3. ASEAN「良い規制慣行 (Good Regulatory Practice)」(2016-2025)の採択	貿易・投資を促進し、中小・零細企業のグローバルバリューチェーンへの参入を促すような「良い規制慣行」の在り方につき取り決めたもの。
2. 物品貿易分野	
2-1. 税関・ASEAN物品貿易協定 (ATIGA)	
ASEAN統一関税分類 (AHTN) 2017年版の採択	HSコードの世界共通分類 (6桁) より細かい 8桁水準でASEAN域内の関税分類を共通化。2012年版から2017年版の移行作業が完了。
ATIGA: 付属書類 (関税削減スケジュール表、情報技術協定リスト、品目別規則) の更新	関税削減スケジュール表、情報技術協定リストについてはASEAN標準関税分類2012年版から2017年版に、品目別規則についてはHS2012から2017への転換を行う。2018年1月までに作業を完了させることを目指す。
ATIGA自己証明制度: 2018年中の導入を目指す	自己証明制度については、当初2015年末までの制度導入を目指していたが、複数回延期されている。
2-2. 貿易円滑化措置	
ASEAN貿易円滑化指標 (ASTFI) の採択	ATIGA、ASEANトランジット貨物円滑化枠組み協定 (AFAFGIT) など、貿易円滑化措置が含まれる枠組みの評価を行う。
ASEAN貿易円滑化戦略行動計画 (ATF-SAP) の採択	2020年までに貿易取引費用を10%削減し、2025年までにASEAN域内貿易額を2倍にする目標が掲げられた。ASEAN貿易円滑化合同諮問委員会 (ATF-JCC) が進捗管理を行う。
2-3. ASEANシングルウィンドー・税関手続き	
電子的原産地証明書 (eフォームD) の交換実験に加え、電子的植物検疫証明 (e-Phyto)、税関申告書類 (e-ACDD) などの交換についても検討。	ASEAN事務局内に事業マネジメントオフィス (PMO) を設置し、恒常的に進捗管理を実施。eフォームDについては、9月現在、インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイ、ベトナムが交換実験を行っている。
ASEANシングルウィンドー実施に向けた法的枠組み議定書 (PLF) の施行 (2017年8月1日)、およびATIGA運用上証明手続き (OCP) の改定	当該措置により、法制度面ではeフォームDの利用が可能に。
ASEAN税関会合への民間部門の関与に関する適用条件 (TOR) の採択	民間部門がASEAN税関関連会合 (局長会合)、税関調整委員会 (CCC)、税関手続き・貿易円滑化作業部会 (CPTF-WG)、税関執行・コンプライアンス作業部会 (CEC-WG)、税関能力開発作業部会 (CCB-WG) などに協議を申し入れる際の条件を整理したもの。
3. 投資分野	
特段新たな進捗なし。第2改定議定書の署名が間もなく完了するほか、第3改定議定書の署名も進行。	
4. サービス分野	
特段新たな進捗なし。ASEANサービス枠組み協定 (AFAS) 第10パッケージ交渉については2018年初に開催されるAEMリトリート会合までに、ASEANサービス貿易協定 (ATISA) については2017年中の実質合意を目指す。またASEAN自然人移動協定 (MNP) の各国約束の見直しを開始。	
5. 電子商取引分野	
ASEAN電子商取引調整委員会 (ACCEC) が設立されるとともに、電子商取引作業プログラム (AWPEC) が採択。2018年にASEAN電子商取引協定の準備作業を進める。	

(出所) ASEAN経済相会合共同宣言文、関連ウェブサイト